

～調整給付金（不足額給付分）支給確認書の記載方法～

<表面>

調整給付金（不足額給付分）（※）支給確認書

※調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得割計所得額を用いて算定したことにより、相違として支給額に不足が生じた方などに差し、不足する額を調整給付金（不足額給付分）として、令和6年度に算定した所得割・個人住民税所得割の控除額を元払いし、不足額を元払いし、令和6年度分の個人住民税所得割を二回払いし、当該二回払いの各半額を支給して、不足額を元払いし、令和6年の所得割（実納額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に通知のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を返送し、審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座
支給日 確認書を受領した日から3週間以内
支給額 1万円

(1) 調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和7年 所定額	令和6年分 所得割 10,933円	+	令和6年度分 住民税所得割 控除不足額 (2)	0円	=	令和7年所定額 (3)	10,933円	
						2万円		
							調整給付金（不足額給付分） 支給額	1万円

※調整給付金（不足額給付分）の算定に際し、令和5年所得割計所得額を用いて算定したことにより、相違として支給額に不足が生じた方などに差し、不足する額を調整給付金（不足額給付分）として、令和6年度に算定した所得割・個人住民税所得割の控除額を元払いし、不足額を元払いし、令和6年度分の個人住民税所得割を二回払いし、当該二回払いの各半額を支給して、不足額を元払いし、令和6年の所得割（実納額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に通知のとおり、支給予定額をお知らせします。

※令和5年所得割が少額で、令和6年度分個人住民税所得割が生じる水準ではありません。従って令和5年所得割について申告の方の、請求する金額にチェックし、してください。

※令和6年度に「新たに所得割（または均等割のみ課税）」となった世帯への給付」を受給後、令和6年度分個人住民税所得割の「修正（誤課税・課税）」がありました。調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。

※口座付しても領料以外に収入を証する書類はありません。

氏名 姓 名 確認日 令和 年 月 日 連絡先電話番号

(2) 給付金の振込先口座

振込を希望する口座について、以下のいずれか1つのチェック欄（□）に記入してください。
 マイナンバーカード等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。
 ※上記は振込先住所について申告の方の、請求する金額にチェックし、してください。
 下記の口座への振込を希望します。
 ※通帳等の写しが必要となります。定期預金口座は記入しないでください。

金融機関名	支店名	分館	口座番号
ゆうちょ銀行	温床記支店	温床記支店	00000000000000000000

※ゆうちょ銀行を振込先とする場合は、貯金通帳の写しを添付してください。また、キャッシュカードの写しを添付してください。

①不足額給付金額の確認
 ※令和6年分所得税額等が確定したことにより、令和6年度の調整給付額に不足が生じた場合に不足額を支給するものです。

※該当する場合に☑

- ・受給辞退の場合
- ・誓約事項・確認事項に該当する場合

②確認欄に氏名、確認日、連絡先を記入

③振込先口座の指定
 ※指定する項目の□に☑をお願いいたします。振込口座を指定した場合は、通帳（1ページ目の見開き部分）やキャッシュカードなど、振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を「本人確認書類等貼付用紙」に添付してください。

<裏面>

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	

上記の項を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）の
 給付・振込
 振込口座
 本人（代理人）確認書類の写し（コピー）
 ※ 確認書の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、パスポート等の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

取口座を確認できる書類の写し（コピー）
 ※ 給付金の振込先口座の変更等で口座を記入した場合は添付してください。通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人の写し（コピー）を本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※ 振込先住所の写し（コピー）
 ※ 本人の住所等について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な数値が記載された書類の写し（コピー）をご用意ください。

※ 手チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。

④本人（代理人）確認書類の写し（コピー）
 ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）等の写し（コピー）（いずれか一つ）

⑤受取口座を確認できる書類の写し（コピー）
 ※④・⑤の書類は「本人確認書類等貼付用紙」に貼付してください。

⑥記載事項や添付書類が整いましたら、同封の返信用封筒で返送してください。

代理人確認欄は、納税義務者本人が受給する場合は、記載不要です。